

○明治十年四月二十六日、布告第四十号  
謀殺祖父母母律第貳項内、左ノ通改正候条、此旨布告候事。

謀殺祖父母母律

若シ五等親以上ノ尊長、卑幼ヲ謀殺スルニ、已ニ行フ者ハ、各關段律内尊長故殺卑幼律ニ依リ二等ヲ減ズル律ヲ改メ、減五等ニ從フ。

4 a 奴婢・雇人による家長の謀殺

凡 奴婢、家長ヲ謀殺スルニ、已ニ行フ者ハ、流三等。  
已ニ傷スル者ハ、斬。已ニ殺ス者ハ、皆梟。  
若シ雇人、家長ヲ謀殺スルニ、已ニ行フ者ハ、流一等。  
已ニ傷スル者ハ、絞。已ニ殺ス者ハ、皆斬。

5 a 本夫による姦夫・姦婦の殺傷など

殺死姦夫  
凡 妻妾、人ト姦通スルニ、本夫、姦所ニ於テ親ヲ姦夫・姦婦ヲ獲テ、即時ニ殺ス者ハ、論ズルコト勿レ。若シ本夫、止ダ姦夫ヲ殺ス者ハ、姦婦ハ和姦律ニ依リ罪ヲ科ス。止ダ姦婦ヲ殺ス者ハ、姦夫ハ流三等。本夫ハ、並ニ論ズルコト勿レ。  
其妻妾、姦ニ因リ、同謀シテ、本夫ヲ殺ス者ハ、梟。姦夫ハ、斬。若シ姦夫、自ラ本夫ヲ殺ス者ハ、姦婦、情ヲ知ラズト雖モ、絞。

5 a 妻妾 妻のみならず妾についても姦通ということがありうることに注意。姦婦ハ和姦律ニ依リ罪ヲ科ス。和姦律(犯姦一段)により徒三年。同謀シテ 姦婦妻妾が姦夫と謀って。

5 b (二七〇)姦罪ヲ科ス ↓犯姦律。(二七二)第百七十二条 (1)姦夫・姦婦が姦通の現場を本夫から見付けられ(撞見)、逃亡しても、本夫が即座に追いかけたならば、門外で捕えて殺傷しても、姦所での殺傷と同様に無罪。(2)姦通を原因とする姦夫殺傷であるが、姦所ないし即時の殺傷でない場合、例えば殺害の場合は關段律(人命9)による絞の二等減で徒三年、一指一齒の折傷であれば關段律(關段1)による杖百の二等減の杖八十。(3)姦通を原因として姦婦だけを殺傷した場合、例えば一指一齒の折傷であれば杖百(關段1)の五等減の笞五十、殺害であれば絞の五等減の徒一年半。姦夫は和姦本条(犯姦一段)により一律に杖七十。(4)姦通を原因とする殺傷であることが不確かである場合、姦通の事実が確かでないのに妻と他の男を殺傷した場合は、その態様に応じて、謀殺(人命1)、故殺

人命律 4~5

4 b なし

4 a 奴婢 ↓名例37。雇人 ↓名例37。その他の語句等について、人命1・2参照。

5 b 同上

殺死姦夫条例

第百六十九条 凡 姦夫、自ラ本夫ヲ殺ス者ハ、姦婦、情ヲ知ラズト雖モ、絞、改テ懲役終身。  
第百七十条 凡 姦婦、自ラ本夫ヲ殺ス者、姦夫、果シテ情ヲ知ラザレバ、止ダ姦罪ヲ科ス。  
第百七十一条 凡 姦婦、過ヲ悔ヒ拒絶スル後、姦夫、姦好ノ続キ難キヲ憤リ、本夫及ビ祖父母・父母ヲ殺死スル者、拒絶ノ証拠明白ナレバ、婦女ハ止ダ姦罪ヲ科ス。  
第百七十二条 凡 姦夫・姦婦、姦所ニ於テ本夫ニ撞見セラレ直ニ脱逃スルニ、本夫、即時逐テ門外ニ至リ殺ス者ハ、姦所ト同ジ。若シ姦所及ビ即時ニ非ズシテ姦夫ヲ殺傷スル者、審料スルニ姦情確實ナレバ、關殺傷ニ二等ヲ減ズ。止ダ姦婦ヲ殺傷スル者、折傷以上ハ、關殺傷ニ五等ヲ減ズ。姦夫ハ和姦本条ニ依ル。  
若シ姦情曖昧、確拠ナクシテ男婦ヲ殺傷スル者ハ、各謀故關殺傷本条ニ依ル。

(人命9)、鬪殺(人命9)、鬪傷(鬪殺1)による。

6 a 一家三人以上を殺した場合

殺ニ一家三人

凡謀殺・故殺・放火(火)・行盜(盗)シテ、一家ノ死罪ニ非ザル三人以上ヲ殺シ、若クハ人ヲ支解スル者ハ、皆梟。

6 a 謀殺 ↓人命1。 故殺 ↓人命9。 放火 ↓雑犯6。 一家ノ死罪ニ非ザル三人以上 死刑宣告を受けていない家の構成員三人以上。 支解 両手・両足を切り離すこと。

6 b 同上

殺一家三人条例

第一百七十三條 凡一家ノ死罪ニ非ザル三人以上ヲ殺スト称スルハ、雇人ト雖モ同居ニ係ル者、及ビ同居セズト雖モ父子・兄弟等、至親ニ係ル者、皆是ナリ。

6 b 二七三至親ニ係ル者 近親者。何等親以内かは不明。

7 a 人を呪詛して殺そうとした場合

魔ニ魅 人

凡魔魅ヲ行ヒ、符書ヲ造リ、呪詛シテ、人ヲ殺サント欲スル者ハ、各謀殺ヲ以テ論ズ。止ダ人ヲ疾苦セシメント欲スル者ハ、謀殺已行未傷ニ等ヲ減ズ。

○明治六年三月二十九日、司法省伺

瘋癲等ノ病ニ罹ル者ヲ、僧巫ノ徒呪咀シテ、狐狸ヲ驅除スルト妄説シ、湯火及ビ白刃等ヲ以テ威逼薰灼シ、往々死ニ至ラシムル者アリ。文明ノ今日ニ際シ人民ヲ眩惑シ、以テ外ノ悪習、既ニ本年一月教部省ノ禁令モ有レ居候ヘドモ、未ダ此刑律無レ之ニ付、清律ノ師巫邪術及ビ妖書妖言等ノ罪絞斬ニ処断スル律ニ依リ、別紙条例ヲ起シ相伺候也。

〔明治六年四月十三日太政官指令「伺之通」〕

魔魅人条例

瘋癲人等ヲ、僧巫ノ徒、呪詛シ、狐狸ヲ驅去スルト妄説シ、湯火及ビ白刃等ヲ以テ劫逼薰灼シ、折傷ニ至ラシムルハ各鬪傷ニ一等ヲ減ジ、死ニ致ス者ハ絞。

8 a 毒薬による殺人

毒薬殺人

凡毒薬ヲ用ヒテ人ヲ殺シ、及ビ薬シテ死セザル者ハ、各謀殺ニ依テ論ズ。買テ未ダ用ヒザル者ハ、徒二年半。情ヲ知テ毒薬ヲ売ル者ハ、同罪。罪、流三等ニ止ル。知ラザル者ハ、坐セズ。

人命律 678

7 b なし

7 a 魔魅 人をのろい殺そうとする呪術。 符書 人をのろい殺す呪文を書いた文書。 疾苦セシメ 病氣にして苦しませること。 謀殺已行未傷ニ等ヲ減ズ 謀殺已行未傷律は人命1の「謀テ已ニ行フト雖モ、未ダ人ヲ傷セザル造意者ハ、徒三年」をさす。これより二等減じて、徒二年(図1)。 (司法省伺)瘋癲人 精神病者。

僧巫 僧侶と巫覡。 狐狸ヲ驅去スル 精神病者への憑き物を除去する。 劫逼 脅し迫ること。 薰灼 焼くこと。 鬪傷 ↓鬪殺1。

8 b 毒薬による傷害

毒薬殺人条例

第一百七十四條 凡人ヲ殺スノ心ナシト雖モ、毒薬ヲ用ヒテ故ラニ疾苦セシムル者ハ、懲役八十日。

8 a 謀殺律 ↓人命1。 同罪 ↓名例32。